

令和7年度

桐生市木造住宅耐震化事業のご案内

桐生市では木造住宅の耐震化を促進するために、次の事業を実施いたします！

I 耐震診断技術者派遣事業

II 耐震改修補助金交付事業

- ① 耐震補強工事
- ② 簡易耐震改修工事
- ③ 耐震補強工事（従前改修）
- ④ 耐震シェルター等設置工事

桐生市

I 木造住宅耐震診断技術者派遣事業

1 対象となる方

本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方
- (2) 市税を滞納していない方
- (3) 桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

＊この事業の実施は、同一の住宅及び所有者について 1 回限りとなります。

2 補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する一戸建ての住宅（空家、貸家を除く）が対象です。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの
- (2) 木造在来軸組工法で建築されたもの
- (3) 地上 2 階以下のもの
- (4) 併用住宅においては、居住の用途部分の面積が 1 / 2 以上であるもの
- (5) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着工した場合、増築部分の延べ面積が既存部分の 2 分の 1 以内のもの

3 提出書類等

- (1) 申請書(要綱：様式第 1 号)
- (2) 確認通知書 又は 案内図・平面図
- (3) 完納証明書
- (4) 同意書(要領：様式第 1 号)

4 耐震診断等の費用

- (1) 耐震診断費 無料
- (2) 交通費 1,000 円(診断技術者に、直接お支払い下さい。)

～「平面図がない場合」、「平面図と現況とが異なる場合」～

- (3) 図面作成費 実費(9,000 円程度) を診断技術者に、直接お支払い下さい。

＊延べ面積が 200 ㎡を超える場合は、割増料金がかかりますのでご理解をお願いいたします。

5 申込方法

(1) 募集期間 令和7年4月24日(木) 午前10時00分

～令和7年9月30日(火) 午後3時

[募集開始後は、月～金曜日(祝日除く)、8:30～16:00(12:00～13:00 除く)にて
随時受付いたします。]

(2) 募集件数 5件(受付順。ただし、書類審査後に派遣決定いたします。)

(3) 申込先 都市整備部建築指導課 電話 0277-48-9032

Ⅱ 耐震改修補助金交付事業

1 耐震改修の種類

本市の耐震改修補助金交付事業では、耐震改修に係る工事を次のように定めています。

耐震改修工事	定 義
① 耐震補強工事	一般的な耐震改修工事のことで、現行の耐震基準を満たす改修工事を行うこと。
② 簡易耐震改修工事	現行の耐震基準には満たないが、改修前より一定基準以上の耐震性が向上する改修工事を行うこと。
③ 耐震補強工事（従前改修）	簡易耐震改修工事をした方が、耐震補強工事を行うこと。
④ 耐震シェルター等設置工事	居住者の生命の安全を守る機能を有する耐震シェルター等を設置する工事。

2 対象となる方

本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方
- (2) 市税を滞納していない方
- (3) これまでに、この補助による交付を受けていない方
ただし、「耐震補強工事（従前改修）」は、この限りではありません。
- (4) 桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

3 補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する一戸建ての住宅（空家、貸家を除く）が対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの
- (2) 木造在来軸組工法で建築されたもの
- (3) 地上2階以下のもの
- (4) 併用住宅においては、居住の用途部分の面積が1／2以上であるもの
- (5) 昭和56年6月1日以降に増築工事に着工した場合は、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1以内のもの
- (6) 耐震診断技術者による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

事業名	耐震改修工事の要件	補助額	施工者
①耐震補強工事	耐震補強設計を行い、上部構造評点を 1.0 以上となるよう耐震補強するもの。	工事費用 ^{*1} の 1/2 の額。 ただし、100 万円を上限とします。	建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を得た者とします。
②簡易耐震改修工事 ^{*2}	耐震補強設計を行い、耐震性を向上させるよう次のいずれかの方法で改修するもの。 (ア) 階数 2 の建物において、1 階の上部構造評点が 1.0 以上となるもの。 (イ) 耐震性の向上を目的として工事を行い、上部構造評点のうち最小の値が 0.7 以上となり、かつ上部構造評点を 0.3 以上改善させるもの。ただし、木造住宅のうち昭和 25 年 11 月 22 日以前に着工されたものに実施された工事に限る。	工事費用 ^{*1} の 1/2 の額。 ただし、50 万円を上限とします。	特別の要件はありません。
③耐震補強工事（従前改修）	②簡易耐震改修工事をした方が、①耐震補強工事を行うこと。	工事費用 ^{*1} の 1/2 の額。 ただし、すでに交付された補助額と①耐震補強工事の限度額の差額を上限とします。	建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を得た者とします。
④耐震シェルター等設置工事	経済的な事情等により耐震補強工事を行わない場合の対策として、耐震シェルター ^{*3} 又は防災ベッド ^{*3} を設置する工事を行うこと。	設置工事費用の 1/2 の額。 ただし、60 万円を上限とします。	特別の要件はありません。

4 補助の内容

*1：工事費用とは、耐震改修に係る工事費と工事監理費とを合算した費用です。

*2：引続き耐震性の向上に努めるようお願いいたします。

*3：**市長が認めたものが対象となりますので、別紙「補助の対象となる耐震シェルター等について」をご確認ください。**

*4：リフォーム工事の見積書等は別に作成してください。

*5：国や市の他の補助金等と併用はできませんのでご注意下さい。

※補助金申請時の工事内容をやむを得ず変更する場合は、事前に相談をして下さい。

5 提出書類

書類の提出は、申請者本人のほか、申請者から委任を受けた設計者等による代理申請も可能です。代理申請の場合は、委任状（指定様式はありません。）が必要となりますのでご準備ください。

i 耐震補強工事又は簡易耐震改修工事

～ 補助金交付申請 ～

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図
- (3) 耐震改修工事等の設計図書
- (4) 耐震改修工事等に要する費用見積書等の写し
- (5) 建築確認済証の写し（耐震改修工事等により建築確認が必要な場合に限る）
- (6) 耐震診断の結果
- (7) 耐震診断技術者の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し又は木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会発行）に基づく講習会を修了したことを証する書類の写し
- (8) 申請者の市税の完納証明書及び住民票
- (9) すでに行われた簡易耐震改修工事の内容のわかる書類（耐震補強工事（従前改修）に限る）
- (10) その他市長が必要と認めた書類

～ 完了報告 ～

*工事完了日から30日以内もしくは令和7年2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 完了報告書（様式第6号）
- (2) 耐震改修内訳書（様式第7号）
- (3) 耐震改修工事等に係る契約書の写し
- (4) 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- (5) 耐震改修工事等の工事前、工事中及び工事後の写真
- (6) 検査済証の写し（耐震改修工事等により建築確認を要した場合に限る）
- (7) 耐震診断による補強後の診断結果を証する書類（申請時と異なる場合に限る）
- (8) 工事監理報告書
- (9) 補助金支払請求書（様式第8号）

ii 耐震シェルター等設置工事

～ 補助金交付申請 ～

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図

- (3) 耐震シェルター等設置工事に要する費用見積書等の写し（設置する耐震シェルター等の会社名及び名称が記載されたものに限る）
- (4) 耐震診断の結果
- (5) 耐震診断技術者の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し又は木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会発行）に基づく講習会を修了したことを証する書類の写し
- (6) 申請者の市税の完納証明書
- (7) 申請者の住民票
- (8) 耐震シェルター等を設置しようとする木造住宅の平面図（耐震シェルター等の設置場所、補強方法、及び改修内容が明記されたもの）
- (9) その他市長が必要と認めた書類

～ 完了報告 ～

*工事完了日から30日以内もしくは令和8年2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 完了報告書（様式第6号）
- (2) 耐震シェルター等設置工事に係る契約書の写し
- (3) 耐震シェルター等設置工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 耐震シェルター等設置工事の工事前、工事中及び工事後の写真
- (5) 補助金支払請求書（様式第8号）

6 申込方法

- (1) 募集期間 **令和7年4月24日（木） 午前10時00分**
～令和7年9月30日（火） 午後3時
[募集開始後は、月～金曜日（祝日除く）、8:30～16:00（12:00～13:00 除く）にて随時受付いたします。]
- (2) 募集件数 **①から④までの補助合計額で予算の範囲内**
[原則として、受付順となります。書類等を審査した後に、交付決定いたします。]
- (3) 申込先 都市整備部建築指導課 電話 0277-48-9032

7 その他

- 耐震改修に関連しないリフォーム工事は、補助の対象になりません。
リフォーム工事を併せて行う場合、見積書及び契約書は耐震改修工事と別に作成して下さい。
- 国や市の他の補助金等と併用はできませんのでご注意ください。

補助対象となる耐震シェルター等について

耐震シェルター等の装置で市長が認めたものは下記のものです。

番号	名称	会社名	電話	HP URL	備考
1	耐圧ベッドルーム型シェルター	㈱エヌ・アイ・ビー	03-3823-6220	http://www.bbk-nip.jp	
2	介護用防災フレーム	㈱ニッケン銅業 静岡営業所 商品営業部	0544-58-8336	http://www.ns-kougyo.co.jp	
3	防災ベッド 標準型BB-002	㈱ニッケン銅業 静岡営業所 商品営業部	0544-58-8336	http://www.ns-kougyo.co.jp	
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業㈱	06-6586-3388	http://www.fj-i.co.jp	
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業㈱	06-6586-3388	http://www.fj-i.co.jp	
6	木質耐震シェルター	㈱一条工務店 耐震リフォーム事業部	0120-422-231	http://ichijo.jp	
7	シェル太くん工法	㈱ヤマヒサ	0120-36-1374	http://www.yamahisa.co.jp/	
8	シェルキューブ	㈱デリス建築研究所	03-3287-2011	http://www.delis-archi.co.jp	
9	耐震ベッド・シェルター 「ウッド・ラック」 (WOOD-LUCK)	新光産業㈱	03-6810-7900	http://www.shinkosangyo-as.com	
10	耐震シェルター レスキュールーム	㈱ヤマニヤマショウ	0120-88-2420	http://rescueroom.main.jp/	
11	シェルターユニットバス (UB)	J建築システム㈱	03-3815-7779	http://www.j-kenchiku.co.jp	
12	耐震シェルター耐震と空間	㈱ニッケン銅業 静岡営業所 商品営業部	0544-58-8336	http://ns-kougyo.co.jp/	
13	木造軸組耐震シェルター「剛健」	㈱宮田鉄工	0587-37-1569	http://taishin-shelter.co.jp/	
14	耐震TBシェルター「鋼耐震」	㈱東武防災建設	048-970-3530	http://www.tobubousai.com	
15	つみつくブロックシェルター	㈱つみつく NPO法人つみつくくらぶ	0852-28-3178	http://www.tsumic.com	
16	耐震健康シェルター 「命守 (いのちもり)」	㈱青ヒバの会 ネットワーク	03-3779-0608	http://mr-woodman.co.jp/kkz	
17	「ウッド・ラック」ひのき庵	新光産業㈱	03-6810-7900	http://www.shinkosangyo-as.com	
18	減災寝室	(有) 扇光	0120-57-2535	http://www.senko-jp.com/	
19	パネル式耐震シェルター	SUS㈱	03-5652-2393	http://www.sus.co.jp/ecomis/	
20	シェルキューブR	㈱デリス建築研究所	03-3287-2011	http://www.delis-archi.co.jp	
21	耐震小型シェルター 「構-kamae-」 テーブルタイプ	㈱安信	0120-013-131	http://ansin-bousai.com	
22	お部屋まるごと コンテナ型シェルター まもルーム	(株) カラフルコンテナ	0587-51-1236	http://www.colorfulcontainer.com/	
23	木質耐震シェルター 70K	一般社団法人 耐震住宅100%実行委員会	03-6872-5790	https://www.taishin100.or.jp	